

平成30年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年8月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成30年8月10日(金) 午後2時55分

3 場所 総社市図書館 3階会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 1人

12番 野瀬 秀子

5 出席を求め出席した農地利用最適化推進委員

16人

伊丹 良夫

犬飼 正己

難波 末雄

林 斉

宮崎 昭雄

山上 勲

浅野 信之

小橋 武史

東 茂

渡邊 則文

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

高上 忠義

阿部 英志

風早 克義

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主事 藤木 あゆみ

農林課

課長 葛原 隆二

- 7 議事録署名委員
4 番委員 5 番委員

- 8 本日の議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 付議事件
 - 議案第 34 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
 - 議案第 35 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
 - 議案第 36 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
 - 議案第 37 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
 - 議案第 38 号 農用地利用集積計画案について（追加）
 - 報告第 24 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について
 - 報告第 25 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
 - 報告第 26 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
 - 報告第 27 号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
 - 第4 その他

- 9 付議事件及びその結果
原案どおり可決

- 10 議事経過の概要
次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、暑い中ご苦勞様です。

猛暑が続いていますが、体調はいかがですか。

今回の水害で、各地で大きな被害がでております。総社市のなかでも下原地区では二重の災害に見舞われております。また、昭和地区では床上1メートル80センチを超えるような被害が発生しております。避難指示ができれば逃げなければならないのですが、高齢の方は今までの経験から大丈夫だろうと思っていた人が多かったのではないかと思います。国、県、市などの情報を早く収集し、自らが判断をして避難しなければならないと思います。

真備町の服部地区へ行きましたら、作付けした稲が収穫が出来ない状態、麦を植えようと思っても出来ない状態であります。来年の田植えも分からないような状態であります。現地でボランティア活動をされた方は、よく分かると思います。被災された方は本当に困っていると思います。

それでは、ただ今より平成30年第8回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席者は12番委員であります。また、農地利用最適化推進委員には16人の方に出席をいただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、4番委員、5番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

平成30年7月24日付けで、総社市長片岡聡一から、農用地利用集積計画案について、農業委員会へ意見を求められたので、付議事件の最後に追加議案を1件提出いたします。

それでは、農地担当の秋山委員よりよろしくお願いいたします。

【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第34号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について議題といたしま

す。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号23番, 24番】

(農地担当)

それでは、23番、24番の福井の件であります。どちらも同じ筆に対するもので受け人が同一人であることから、一括して審議したいと思います。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

23番、24番であります。元々今回の申請人が小作をしていました。渡し人が遠方であることから、この農地を耕作する意思がないため今回の申請になったものであります。

地元といたしましては、現に耕作している者への所有権移転ということで、何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(14番委員)

今回の申請の持分を併せても20分の20にならないのですが。

(主査)

申請地の土地は、7名の共有名義の土地であります。

今回の申請は、7名のうち2名分の持分である20分の4と20分の4の移転で、併せて20分の8にしようとするものであります。

所有者のうち海外へ住んでいる方や、まだ相続登記が出来ていないものもあります。所有権移転の手続きが出来る方から行おうとするものであります。手続きが出来る状態になれば今後、申請がされるものと思われま。

(農地担当)

他にありませんか。

(4番委員)

持分20分の4で分割して所有権移転ができるのですか。

全員の同意は必要ないのですか。

(主査)

持分の一部移転の申請であることから、問題はありません。

(4番委員)

20分の8の線引きはどうなるのですか。

(主査)

権利として20分の8を持っているということになります。

(4番委員)

後にトラブルとかの心配はないのですか。

(農地担当)

この農地を転用するのであれば、全員の同意が必要になります。

(4番委員)

3条では問題になりませんか。

(主査)

現在、耕作をされていること等から、問題ないと思われます。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

23番、24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番、24番は許可されました。

【受付番号25番】

(農地担当)

続きまして、25番、新本の件につきまして、渡邊推進委員から説明をお願いします。

(渡邊委員)

この案件につきましては、夫婦間での所有権移転であります。

夫の名義から妻の名義にするものであります。

今回の申請で名義が変わるのみで、実際の営農は何ら変わるものではないことから、地元としては何ら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当)

次に、26番、原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この農地の渡し人は、昨年、自宅が●●になり●●に住まわれています。

受け人は、農地を大切に夫婦共々農業に一生懸命に従事している方であります。農地を守っていただける方ということで地元でも信頼のある方であります。

地元としては、何ら問題はありませので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号27番】

(農地担当)

次に、27番、久米の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(4番委員)

受け人の方は、以前に●●●●●の●●をされていた方です。

地元でもしっかりとした農業をされている方です。

詳しくは、地元の推進委員であります伊丹委員から報告をお願いしたいと思います。

(農地担当)

伊丹委員から報告をお願いいたします。

(伊丹委員)

受け人の方は、地元で大規模に耕作をされている方です。申請地は耕作をされていない農地ですが、受け人が購入することにより耕作放棄地が解消されるものと思います。

地元として耕作放棄地が解消されることから、何ら問題はありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

27番の久米の案件を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

以上で、議案第34号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きます、議案第35号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題いたします。

(主査)

【議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号3番 4番】

【議案第36号 25番】

【議案第37号 6番, 7番】

(農地担当)

それでは、受付番号3番, 4番, 農地法第5条の受付番号25番, 議案第37号の総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見の8ページの6番, 7番が関連する案件でありますので、一括して審議いたします。

まず、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

8月6日に会長, 13番委員, 浅野推進委員, 私と事務局職員とで現地調査を実施しました。

申請地は、東側が水路, 西側が小さな道, その隣が宅地, 南側は田, 北側が市道ということであり、現地は、草が生えた田の状態でありました。農地転用については問題ないように思えます。以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

まず、農地法第4条の3番の農地転用許可申請と議案第37号の総社市所有公共用財産の用途廃止申請の6番, 7番について説明をさせていただきます。

添付図面, 8の7の黒色部分と添付図面の8の6の黒色部分が道になっています。現地は草が生えた田, 畑のような状態になっていて道があるような状態ではありません。図面上のみに道がある状態であります。

今回の申請は、この黒色部分を用途廃止する代わりに農地法第4条の3番で新たに道を作るものであります。申請された農地法第4条の道を目的とした農地転用については、地元として被害防除計画から周辺農地への影響はないものと思われ、また、用途廃止することによる営農上の支障については、新たに道が作られることから認められないものと思われ、

次に、農地法第4条の4番について、説明をさせていただきます。

申請地周辺は、浄化槽の処理水を農業用の水路ではなく、農業用水路以外の水路へ排水するようにしています。ただ、雨水については、農業用の水路へ排水をしても構わないようになっています。

この後に説明いたします議案第36号の25番で住宅を目的とした農地転用等により今回の申請になったものであります。水路拡張であります、既存の水路がありますが、水路が一部土盛りであることから、よく崩れることもあり、コンクリートできちんとしようとするものです。施工後は市へ寄付する予定になっています。地元としては問題ないと考えています。

次に、議案第36号, 農地法第5条の25番の農地転用許可申請について説明をさせていただきます。申請地は、添付図面の6の25を見ていただければと思います。

先ほど説明をした用途廃止に伴う新たに道を作ろうとする西側になります。農地転用の目的は住宅であります。農地転用することによる周辺農地への影響がありますが、被害防除計画から周辺農地への影響はないものと思われまます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

受付番号3番、4番及び議案第36号の25番につきましては、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4ページの3番、4番及び議案第36号の25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

次に、議案第37号の6番、7番については、農業委員会として農業上の支障はないと回答することよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、議案第37号の6番、7番については、農業委員会として農業上の支障はないと回答することといたします。

以上で、議案第35号の審議は終了いたしました。

【議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第36号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号21番】

(農地担当)

それでは、21番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、東が田、西に宅地、南が市道、北が田という状況で、申請地は、草が生えているような状態の田でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

渡し人の方は、先月も同様の第5条の申請があり承認を受けた方です。

今回の申請は、前回申請した農地にほぼ隣接しておりまして、現地調査の説明にもありましたが、他の農地はありません。被害防除計画を見ますと土砂の流出、雨水排水等につきましても配慮していることから、周辺の農地への影響があるとは思われません。また、渡し人自身が高齢であり、現在、施設へ入居されていること等からやむを得ないものかと思えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の宮崎委員から報告をお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおりであります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当)

続きまして、22番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北側は畑と細い道でありました。申請地は既に地が上がっている状態でありました。田の状態ではありませんでした。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の報告のとおりでありまして、既に地が上がっている状態であります。周辺農地への影響ですが、用水については問題ありません。排水につきましては、雨水は集水枡を設置し北側水路へ放流する計画になっています。生活排水については下水道へ接続するようになっています。日照、通風ではありますが、住宅であることから影響はないものと思われまます。土砂の流出等はコンクリート擁壁、ブロック擁壁を設置することから問題ないと思えます。周辺農地への影響について、総合

的に判断すると問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当)

続きまして、23番、小寺の件につきまして現地調査の説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、細いエリアになります。

申請地につきましては、畑のような状態であります。東側は畑、西側が宅地、南側は道路、北側も細い道路であります。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(3番委員)

現地調査の報告のとおり、畑の一部というような状態であります。非常に細く宅地の一部拡張という申請になっております。

詳細については、農地利用最適化推進委員であります山上委員に調査をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(山上委員)

申請地の西側は、借家として利用しています。今回の申請は、この借家を管理するための必要最低限度の農地転用許可申請であります。

地元としては、周辺農地への影響はないものと思われます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当)

続きまして、24番、上林の件につきまして、現地調査の報告及び地元委員の報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、田の中に宅地が東に向って4軒目であります。

東側は田、西側は3軒目の宅地、南側は田、北側も田であります。申請地は草が生えている田であります。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

周辺状況については、現地調査の報告であつたとおりであります。

転用することにより周辺の用水路への影響はないものと思われまゝ。排水等については、西側道路側溝へ排水する計画になっています。日照、通風については、特に問題ないと思ひます。現在ある西隣の建物の日陰が、夏場に1メートル程度あります。今回も同じ程度の建物の高さであることから、周辺農地への影響はないものと思われまゝ。土砂の流出等については、土留を設置して流出等が発生しないようにするということでもあります。

近隣の土地の所有者には、測量時に立会いに参加していただいて了承を得ているようであります。総合的に農地転用するにあたり周辺農地への影響はないものと思われまゝ。

以上です。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、24番は許可されました。

以上で、議案第36号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第37号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に議案第37号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第37号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号5番】

(農地担当)

それでは、8ページの5番、総社二丁目の件であります。農地利用最適化推進委員の難波委員に確認をいただいておりますので、報告をお願いいたします。

(難波委員)

申請地は、添付図面を見ていただければと思います。

用途廃止の申請地は、市街化であり周辺は住宅等で囲まれており、用途廃止を行っても農業上支障はありません。

以上であります。

(農地担当)

事務局から、補足説明等ありますか。

(主査)

ありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会として、道路の用途廃止をしても営農上の支障はないということによろし

いでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、営農上の支障はないということで報告をさせていただきます。

以上で、議案第37号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第38号 農用地利用集積計画案について】

(農地担当)

次に議案第38号、農用地利用集積計画案について議題とします。

なお、この議案につきまして、渡邊委員が利害関係人になりますので、議事参与の制限により退室をお願いいたします。

【渡邊委員 退室】

(農地担当)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第38号 農用地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

農用地利用集積計画の議案に所有権の移転とあるのですが、一般的には、貸し借りだと思うのですが、この後の流れについて説明をお願いいたします。

(次長)

農地担当からありましたように、農用地利用集積計画については、使用貸借権の設定、賃貸借権の設定が主だったと思います。

今回の利用集積計画案は、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構の事業の特例によるものであります。その中の農地売買事業を実施しようとするものであります。なお、この事業につきましては、農業経営基盤強化に資すると見込まれるものに限り行うものとされています。

お手元の議案を見ていただければと思います。

岡山県の場合は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理機構に該当いたします。この公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が議案に掲載されている農地の所有権を取

得しようとするものであります。この所有権を取得しようとするためには、農用地利用集積計画を総社市が作成する必要があります。そのために農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を得るものであります。

今後の流れについて説明をさせていただきます。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有権を取得した後は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団の特例事業の規定により、効率的かつ安定的な農業経営者へ売り渡しを行います。

この時に、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団から農業経営者へ所有権移転しなければならないことから、再度、農用地利用集積計画を作成するようになります。

以上であります。

(農地担当)

事務局からの説明について、何か質問等ありませんか。

(4番委員)

機構を介在させることにより、どのようなメリットがあるのですか。

(次長)

農地を売った人は、譲渡所得の800万円が控除されます。農地を買った人は、不動産取得税や登録免許税の軽減があります。

(農地担当)

他に質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第38号の農用地利用集積計画案につきましては、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、議案のとおり決定されました。

それでは、入室していただいでください。

【渡邊委員 入室】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

【報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第24号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第24号 報告書について朗読】

【報告第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第25号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第25号 報告書について朗読】

【報告第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第26号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第26号 報告書について朗読】

【報告第27号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第27号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説

明をお願いします。

(主査)

【報告第27号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

18ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。

開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が5件、第4条関係が2件、第5条関係が5件でありました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、周辺農地等への営農上の支障はないということに決定しました。

農用地利用集積計画案につきましては、案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、休憩いたします。

午後2時30分から再開いたします。

【午後2時25分 から 午後2時30分まで 休憩】

【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4のその他に入ります。

委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(11番委員)

【豪雨災害による農地転用の特例制度について】

(会長)

他にありませんか。

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主査)

【農地パトロールの実施について】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(課長)

【豪雨災害による農業用施設等の支援措置について】

(会長)

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

この夏の天候は、異常であります。

大雨が降った後は、災害級の暑さになっています。

まだまだ、猛暑日が続きますが、お体に気をつけていただき、農作業に励んでいただければと思います。

どうもご苦労様でした。

閉会 午後2時55分